

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成28年2月4日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第2号

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正  
する条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
第5条 北上地区消防組合北上消防署、西和賀消防署に次のとおり分署、出張所を設置する。		第5条 北上地区消防組合北上消防署、西和賀消防署に次のとおり分署、出張所を設置する。	
位 置	名 称	位 置	名 称
北上市和賀町藤根 17地割70番地	北上地区消防組合北上消防署和賀中部分署	北上市和賀町藤根 17地割70番地	北上地区消防組合北上消防署和賀中部分署
北上市相去町平林 3番地5	北上地区消防組合北上消防署 <u>大堤出張所</u>	北上市相去町平林 3番地5	北上地区消防組合北上消防署 <u>大堤分署</u>
和賀郡西和賀町川尻 40地割103番地6	北上地区消防組合西和賀消防署湯田出張所	和賀郡西和賀町川尻 40地割103番地6	北上地区消防組合西和賀消防署湯田出張所
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。